

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（2013（平成25）年6月26日公布）の超党派の議員立法による改正法が本年6月26日に公布。これにより名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※」に改められた。

改正概要は下記のとおり。 ※施行日は、公布日から3月以内で政令で定める日。

改正概要

題名の変更

- ✓ こども大綱を踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更。

目的や基本理念の充実

- ✓ 「目的」や「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化（養育、教育、医療等）
- ✓ 現在の貧困の解消及び将来の貧困の予防を明記
- ✓ 貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの切れ目ない支援を明記

子どもの貧困対策大綱の規定の新設等

- ✓ 本法に基づき国が定める「こども貧困大綱※」へ、貧困の状況にあるこども等の意見反映への措置を規定
- ✓ 指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

※こども基本法第9条第3項第3号に基づき、当該大綱はこども大綱に含まれる。

民間団体の活動への支援規定の新設

調査研究の充実や成果の活用推進の追加

など

本市での対応状況



今年度策定する「（仮称）郡山市こども計画」においても、「こども大綱」や「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえ、計画へ位置付け。